

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第6号

第1 審査会の結論

徳島県人事委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和4年11月2日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、知事部局及び教育委員会の事業場から、労働安全衛生法の規定に基づいて、令和4年4月1日から令和4年11月1日までに提出があった有機溶剤健康診断結果報告書、特定化学物質健康診断結果報告書及び電離放射線健康診断結果報告書の表面の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和4年11月16日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「有機溶剤等健康診断結果報告書、特定化学物質健康診断結果報告書、電離放射線健康診断結果報告書」と特定した上で、産業医が非常勤産業医である場合、産業医の所属医療機関の名称及び所在地については条例第8条第1号に該当する非公開情報に該当するとして、当該情報を除いた部分を公開する公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和4年12月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和5年3月15日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

行政処分における「公開しないこととした部分の概要及び理由」は合理性を欠くことから、行政処分の取消し及び非公開情報に該当しない部分を公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

公開を求める部分は、いわゆる特殊健康診断結果報告書における事業場で選任されている産業医の「所属医療機関の名称及び所在地」欄である。産業医とは、医師法における医師である。医師法第30条の2の規定に基づき、厚生労働大臣が医師の氏名その他の政令で定める事項を公表している。医師法施行令第15条各号でその内容が具体的に掲げられている。そして、同条第1号において、「医師の氏名及び性別」とされている。この条項の運用として、厚生労働省のホームページにおいて、「医師等資格確認検索」と題するページがある。医師の名称から惹起される性別とともに検索すると、産業医欄に記された者はすべて医師であることが分かる。

次に医療法第6条の3第1項の規定に基づいて、「当該病院等において閲覧に供しなければならない」事項が、医療法施行規則第1条の2の2第2項及び別表第一に掲げられている。その内、「病院等の開設者」「病院等の管理者」及び「病院等の所在地」が掲げられている。そして、医療法第14条の2第1項においても、「管理者の氏名」及び「診療に従事する医師又は歯科医師の氏名」は「当該病院又は診療所内に見やすいように掲示しなければならない」とされている。そもそも、医師法第19条第1項により、医師は正当な理由なく診療治療の求めを拒否することができないことから、何人も診療治療を受ける目的で医療機関を訪れることは可能であり、当該医療機関において「見やすいよう掲示されている」又は「閲覧」に供されている事項は何人も知りうる情報である。すなわち、医師がどの医療機関において診療行為に従事しているかは徳島県情報公開条例第8条第1号イ「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」又は同条同号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。よって、処分庁の行政処分に記載された「公開しないととした部分の概要及び理由」の判断に誤りがある。

ところで、医師の職について、国の情報公開・個人情報保護審査会に関連する答申があるので指摘する。平成14年1月25日平成13年度（行情）答申第129号において、「氏名、生年月日、当初委嘱年月日、現職、出身大学、医師免許取得年月日、専門、現住所、勤務先住所及び電話番号」のうち「現職」は非公開情報に該当しないと審査会の判断がなされている。審査庁及び徳島県情報公開審査会において、この例と比較して、医師の所属医療機関の名称が真に非公開情報に該当するかどうかご判断を得たい。

とりわけ、徳島県〇〇に所在する「〇〇高等学校」の「特定化学物質健康診断結果報告書」において、〇〇氏が産業医欄に記されている。同町の医師らが加盟すると予想する〇〇医師会のホームページにおいて、同氏と同姓同名の医師が管理者を務める医療機関の名称と所在地が掲載されている。なお、先に掲げた「医師等資格確認検索」によると、〇〇と名乗る男性医師は2名おり、もう一名はインターネットで検索した情報から〇〇で総合診療科の助教を務めているとされている。このように、当該医師の氏名自体が条例第8条第1号柱書きの「他の情報と照合すること

ができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当しうるものとも思料する。公立の医療機関に勤務しない医師の所属や所属の所在地を非公開情報としながら、医師の氏名を公開している判断自体、矛盾しているものとも思料する。したがって、産業医欄に記載された医師の氏名を全て「他の情報と照合するとができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」には該当しないものと判断した以上、当該医師の氏名をインターネット等で検索して類推しうる情報が非公開の部分に記載されている場合には、公開すべきである。

以上のとおり、行政処分における「公開しないこととした部分の概要及び理由」は合理性を欠き、行政処分の取り消し及び非公開情報に該当しない部分を公開するとの裁決を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

特定化学物質健康診断結果報告書の「産業医」欄に記載されている「氏名」、「所属機関の名称及び所在地」は、条例第8条第1号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。ただし、本件請求においては、非常勤産業医が特別職の公務員であるため、当該産業医の「氏名」については、条例第8条第1号ただし書ハ「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当することから、公開したものであり、当該産業医の「所属機関の名称及び所在地」については、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、非公開としたものである。

なお、非常勤産業医の選任に当たっては、所属機関を前提としておらず、所属機関は産業医の職務遂行に直接関係していないことから、条例第8条第1号ただし書ハには該当しないと判断した。

本件非公開部分は、条例第8条第1号本文の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、非公開情報である。よって、本件処分は、妥当である。

以下、審査請求人の主張に対して、それぞれ弁明する。

審査請求人は、審査請求の理由の中で、医師法や医療法の規定を例示し、医師がどの医療機関において診療行為に従事しているかは、条例第8条第1号ただし書イ又はロに該当すると主張している。

しかしながら、医師法第30条の2の規定に基づき厚生労働省の「医師等資格確認検索」ページで公開されているのは、医師の「氏名」、「性別」、「登録年」であり、産業医であることや所属機関の名称等は、公開されていない。

医療法第6条の3第1項及び第14条の2第1項の規定に基づく閲覧や掲示については、医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として、医療機

関が「管理者」等を閲覧に供し、診療に従事する「医師の氏名」等を掲示しているのであって、特定の医師がどこで勤務しているかを明らかにするためのものではない。また、当該医師が産業医であることは、公開されていない。

よって、本件非公開部分は、条例第8条第1号ただし書イ「法令若しくは他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には、該当しない。

また、本県事業所の非常勤産業医としての職務は、当該事業所に所属する職員の健康管理であって、広く国民の生命や健康等に関与するわけではない。よって、本件非公開部分は、条例第8条第1号ただし書ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも、該当しない。

審査請求人は、厚生労働大臣が諮問した労災認定に係る中央労災医員(非常勤職員)の名簿に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申において、「現職」は非開示情報に該当しないと審査会の判断がなされていることを指摘し、その例と比較して判断することを求めているが、当該答申においては、中央労災医員について、「これに委嘱される者は医学界における各専門分野に関する高度な学識を有する権威ある学者や医師であり、その社会的地位も高く、前記のように行政庁の医学的見解に関して極めて重要な役割を担っているものであり、非常勤ではあるが国家公務員として厚生労働省の組織上においても重要な地位を占めている」ことから、その職務及びその地位の重要性を考慮し、かつ、労災保険行政の透明性の確保という観点から、中央労災医員の「氏名」や「現職」等を「法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に当たると指摘しているのであって、医師全般について、その「現職」を公開すべき情報であると指摘しているわけではない。

本件非公開部分は、本県の一事業所における非常勤産業医についての情報であり、国民の権利利益に関わる中央労災医員と本県非常勤産業医とでは、その立場や役割が大きく異なる。本県非常勤産業医の職務内容は、国民の権利利益に直接関係しないものであり、その「現職」が「法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」であるとはいえない。

審査請求人は、厚生労働省の「医師等資格確認検索」ページやその他インターネット上で検索した情報から医師の勤務先が類推できることを指摘し、医師の氏名自体が条例第8条第1号本文の「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当しうるものであり、公立の医療機関に勤務しない医師の所属や所属の所在地を非公開情報としながら、医師の氏名を公開している処分庁の判断自体が矛盾していると主張している。

また、産業医欄に記載された医師の氏名を全て「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」には該当しないものと判断した以上、当該医師の氏名をインターネット等で検索して類推しうる情報は公開すべきであるとも主張している。

しかし、医師の氏名を公開した理由は、既に記載したとおりであり、「医師の氏名を全て「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」には該当しないものと判断した以上」という審査請求人の認識には、誤りがある。

また、インターネット等で検索して類推しうる情報は公開すべきであるとの主張については、非公開とすべき情報であってもインターネット上で確認できるものもあり、インターネット等で確認できることを理由に公開と判断することは、個人情報保護の観点から適切な運用ではない。

厚生労働省の「医師等資格確認検索」ページの情報と、医療機関等がインターネット上で公開している管理者や勤務医師名等から当該産業医と結びつけて勤務先を類推することはできるものの、推測の域を出ず、当該産業医であることを特定できるものではない。それぞれ異なる目的でインターネット上等で公開されている情報を照合すれば類推できるという理由で、保護されるべき個人に関する情報が公開されるべきではない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年3月15日	諮問
同 年 7 月 2 0 日 第2部会（第2回）	審議
同 年 8 月 2 3 日 第2部会（第3回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件請求は、特定の期間の有機溶剤等健康診断結果報告書、特定化学物質健康診断結果報告書及び電離放射線健康診断結果報告書（以下「本件公文書」という。）の公開を求めるものであり、実施機関は、これを特定したが、本件公文書のうち、「産業医」欄に記載されている「所属機関の名称及び所在地」は、条例第8条第1号に該当すると判断したため、一部を非公開とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件処分の取消し及び非公開部分の公開を求めていることから、以下、本件公文書の非公開部分が条例第8条第1号に規定する非公開情報に該当するか検討する。また、審査請求人が例示する国の情報公開・個人情報保護審査会において関連する答申とを比較検討する。

2 非公開情報の該当性について

(1) 条例第8条第1号について

条例第8条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生

年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を個人の権利利益を保護する観点から、非公開情報として定めたものである。

「個人に関する情報」とは、個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。この条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とするものである。

「他の情報」とは、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係者であれば知り得るような情報もこれに含まれる。

(2) 条例第8条第1号イについて

条例第8条第1号イは、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとして規定されている。

「法令若しくは他の条例の規定」とは、法令又は他の条例の規定であって、何人に対しても公開することを定めている規定に限られる。

また、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味し、公表しても社会通念上個人の権利利益を侵害するおそれのない情報として、従来から公表している情報等が該当するものである。

(3) 条例第8条第1号ロについて

条例第8条第1号ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとして規定されている。

この規定は、個人情報に該当していても、人の生命、健康等の保護の必要性から当該情報を公開する必要性のある場合について定めたものである。

(4) 条例第8条第1号ハについて

条例第8条第1号ハは、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と規定され、本号の個人情報から除かれるものとして規定されている。

「当該個人が公務員等である場合において」の「公務員等」とは、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。

また、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるとき」とは、公務員等がその担当する職務を遂行する場合における当該情報をいうものであり、行政処分その他の公権力の行使に係る情報のほか、会議の出席等職務に関する事実行為も含まれる。し

かし、公務員等の情報であっても、公務員等の住所、電話番号及び健康状態などの個人に関する情報や勤務態度、処分歴などの身分取扱いに係る情報は、本号の対象となる情報には当たらない。

(5) 国の情報公開・個人情報審査会において関連する答申について

平成14年1月25日平成13年度（行情）答申第129号において、「氏名、生年月日、当初委嘱年月日、現職、出身大学、医師免許取得年月日、専門、現住所、勤務先住所及び電話番号」のうち「現職」は非公開情報に該当しないと審査会の判断がなされている。

(6) 条例第8条第1号イの該当性について

実施機関は、医師法の規定に基づき厚生労働省のページで公開されているのは、医師の「氏名」「性別」「登録年」であり、産業医であることや所属機関の名称等は公開されていないと主張する。また、医療法の規定に基づく閲覧や掲示については医療を受ける者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として、医療機関が「管理者」等を閲覧に供し、診療に従事する「医師の氏名」等を掲示しているのであって、特定の医師がどこで勤務しているかを明らかにするためのものではなく、当該医師が産業医であることは、公開されていないと主張する。これらの点について、特に不合理な点は認められない。

本件公文書の「産業医」欄に記載されている「所属機関の名称及び所在地」は一般に公開されていない情報であることから、本件非公開部分は条例第8条第1号イに規定する情報に該当しない。

(7) 条例第8条第1号ロの該当性について

実施機関は、本県事業所の非常勤産業医としての職務は、当該事業所に所属する職員の健康管理であって、広く国民の生命や健康等に関与するわけではないと主張している。この点について、特に不合理な点は認められない。

所属する職員の健康管理という当該産業医の職務内容を考慮すると、広く国民の生命や健康等に関与するとまではいえないため、本件非公開部分は条例第8条第1号ロに規定する情報に該当しない。

(8) 条例第8条第1号ハの該当性について

実施機関は、本件請求においては、非常勤産業医が特別職の公務員であるため、当該産業医の「氏名」については、条例第8条第1号ただし書ハに該当することから、公開したものであり、当該産業医の「所属機関の名称及び所在地」については、同号ただし書イからハマまでのいずれにも該当しないことから、非公開としたものと主張している。また、非常勤産業医の選任に当たって、所属機関を前提としておらず、所属機関は産業医の職務遂行に直接関係していないことから条例第8条第1号ただし書ハには該当しないと主張している。この点について、特に不合理な点は認められない。

当該産業医の氏名を公開した根拠として条例第8条第1号ハに該当するとした実施機関の判断に、特段の誤りはないといえる。

(9) 国の情報公開・個人情報審査会において関連する答申の本件との該当性について

実施機関によると、当該答申は中央労災医員について、「これに委嘱される者は医学界における各専門分野に関する高度な学識を有する権威ある学者や医師であり、その社会的地位も高く、前記のように行政庁の医学的見解に関して極めて重要な役割を担っているものであり、非常勤ではあるが国家公務員として厚生労働省の組織上においても重要な地位を占めている」ことから、「氏名」や「現職」等を「法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」に当たると指摘しているものであると主張している。

また、実施機関は、本件非公開部分は本県の一事業所における非常勤産業医についての情報であり、国民の権利利益に関わる中央労災医員と本県非常勤産業医とでは、その立場や役割が大きく異なる。本県非常勤産業医の職務内容は、国民の権利利益に直接関係しないものであり、その「現職」が「法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報」であるとはいえないと主張している。この点について、特に不合理な点は認められない。

所属する職員の健康管理という当該産業医の職務内容は、行政庁の医学的見解に関して極めて重要な役割を担っているものではなく、国民の権利利益に直接関係するものではないことから、国の情報公開・個人情報保護審査会において関連する答申の内容は本件非公開部分に妥当しないといえる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏名	職業等	備考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
梶本 久実	税理士	

